

【協議①】八尾市社会福祉協議会

○ターゲット層について

市民後見人が見守り支援を行う点、金銭管理について日常生活自立支援事業のような諸手続きにかかる支払いサービスまでは行わない想定である点から、モデル事業においては、知的障がい者、精神障がい者、施設入所者については事業対象外とし、従来通り日常生活自立支援事業の利用を検討する。

認知機能の低下が比較的軽度である身寄りのないあるいは親族が遠方にしかおらず支援が受けられない単身在宅高齢者

○金銭管理について

- ①金融機関に対して、判断能力が低下していると思われる人の口座引出しを一定額で引っ掛けるような仕組み（月額利用の上限設定等）の有無を確認したうえで、金銭管理について検討を継続する。
- ②日常生活自立支援事業のような日々の金銭管理は行わず、通帳での出金状況の見守りレベルとする。
2種類の口座を用い、一定額が預貯金されている（年金等が振り込まれる）口座を社協等（金融機関預かりサービス）、そこから自動送金で生活費を入れておく口座を本人が所持しておくイメージ。

○その他

- ・意思決定支援サポーターの報酬については、市民後見人が現在無償で行っている部分とのバランスもあり、現状では交通費等の実費相当分のみ支給するボランティアとする。
- ・市民後見人OB等から範囲を広げる際の人材確保・人材育成に向けた研修が必要。
- ・モデル事業期間中は、市政だより等による広報は行わず、個別ケースを拾い上げて実績を積み上げていく。

事業スキームを具体化（別添資料）

【協議②】 第一生命保険会社 布施支社

○金銭管理サービス事業者としての事業参画について

- ・現金取り扱いは年々減っており、金融庁からも保険料の支払い等で現金を取り扱わないよう示されている中で、金銭管理サービス事業者としての参入は難しい。
- ・契約したうえで資産を預かることはできるが、口座からの引出し等は生命保険会社としては難しい。
- ・手続き時は、70歳以上の方は家族同席、家族のいない方は契約できず、第三者の立ち合いを必須にしている。
- ・カードの利用上限額の設定は必要になるが、現金よりもクレジットカードの方が履歴も出るし、身に覚えのない利用実績等があればカード会社も調べてくれるので安全な部分もある。

○意思決定支援サポーターとしての事業参画について

生命保険会社は、利用者と長期間での関わりがあるため、意思決定支援側での事業参画（社員が市民後見人として担い手となる等）について検討を依頼。

- ・高齢者宅を回る事が多く、ターゲット層も一定合致してくると思うが、実際の意思決定支援サポーターとしての見守り、訪問というよりも、顧客を訪問する中で、認知症リスクがあると思われる方への制度案内やつなぎの役割は担える。
- ・社員への市民後見人に関する案内はできるが、社員が市民後見人になるという点では、それが副業にあたるかどうかによっても対応が変わってくる。

本来業務外で市民後見人として活動するにあたり、報酬がなければボランティアとして行えるが、報酬があればそれを会社として認めるかどうかを確認する必要がある。

○今後について

- ・意思決定支援サポーターとしての事業参画を軸に社内検討いただく。
市としては、意思決定支援サポーターとのつなぎ役というよりも、市民後見人の数にも限りがある中で、サポーターという担い手の部分で事業参画いただくことが将来的には望ましい。

○金銭管理サービス事業者としての事業参画について

- ・信託銀行側としては、金銭管理サービス事業者としてサービスを展開しているが、身上保護（見守り支援）は、課題と認識しており、モデル事業において見守り支援を意思決定支援サポーターが担ってもらえる点はメリットがある。

現状、単身高齢者向けサービスにおける見守り支援については、警備会社に委託等している。

○今後について

- ・信託分野は事業設計における自由度が比較的高いとのことで、その強みを活かして市と共同でスキーム作りから協力いただけることに。
⇒ 信託側としても「持続可能」という視点から、どのようなスキームが良いかを一度検討し、後日市へ提案いただく。
- ・地域貢献に力を入れており、今後、市との連携協定の締結も含めて事業を進めていく。
- ・地域連携ネットワークへの参画について検討。⇒10月の会議にオブザーバー参加予定。